**5**(51) 0367

si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

令和2年の市内不審者事案発生件数							
	事案の総数		中学生以下 が対象		うち登下校 時間帯		
	今年	昨年比	今年	昨年比	今年	昨年比	
4月	6	+4	3	+1	0	±0	
5月	6	+2	3	±0	0	-2	
6月	22	+15	15	+11	13	+10	
7月	19	+12	14	+9	11	+10	
8月	7	+2	5	+5	5	+5	
※今年、昨年とも8月11日現在。							

牛数	
下校 帯	七で植
作年比 ±0	木の手
$-2 \\ +10 \\ +10$	人れを-
+5	しながら

行うことが、長く続ける秘訣です。 ためには、子どもが1人だけになる「一 人区間」の解消が重要です。 子どもたちの登下校時の安全を守る

見守る活動のことです。 ながら見守りの例

●愛犬の散歩をしながら

●趣味のジョギングをしながら

●買い物をしながら

持って登下校時の子どもたちの安全を

日常生活を送る中で、防犯の視点を

ときに」「無理をせず」「楽しみながら」

防犯活動は、「できる人が」「できる

「ながら見守り」とは

まとい」などの行為です。不審者から子どもを守るため、市は います。不審者事案は、主に女性や子どもを対象とした「つき 市内では今年6月以降、小・中学生への不審者事案が多発して

「ながら見守り」を推進しています。ぜひご協力ください。

りで「地域の目」を増やしていきまし 一人区間をなくすよう、ながら見守

## 毎月15日は「子どもの安全を守る市 民行動の日

しましょう。 みんなで子どもの安全を守る取組を

【朝】登校時には、各家庭の玄関先で 子どもの見送り

【夕】下校時には、子どもが1人にな 【昼】学校では、学校内外の安全点検 らないようみんなで見守り

※不審者を見かけたら、警察や学校に バーはメモしておきましょう。 連絡してください。不審車両のナン

### お知らせ

お知らせ

子どもへの不審者事案が増えています!

防犯による安全・安心のまちづくり

# 子どもへの体罰は法律で禁止されています

# 11月は児童虐待防止推進月間です

児童福祉法が、一部を除き令和2年4月から施行されました。 親などによる体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正 親が子どもに対して行う虐待が問題となっています。 しつけだとしても、体罰に該当する行為は禁止されています。

### しつけと体罰

要なことを子どもが身につけられるよ 思っても、その行為が子どもの身体や う、繰り返し働きかけることです。 軽いものであっても 心を傷つけるものであれば、どんなに ル・マナーなど、生きていくために必 ただし、たとえしつけのためと親が しつけとは、生活習慣や社会のルー

で禁止されています。 体罰に該当し、法律

守られます。

きます。また相談者・通報者の秘密は

相談や通報は、匿名で行うことがで

不安や困りごとがある人は

近くに心配な家庭がある人、育児に

子どもなんでも相談 **☎**(55) 2764

ダイヤル

まで、ご連絡ください。

児童相談所全国共通 189

### 「気づき」から「つなげる」 **〜私たちにできること〜**

も救うことにつながります。 んでいる場合があるため、親も子ども 罰や虐待をしている保護者自身も苦し 待を疑っても、相談や通報をすること に抵抗を感じるかもしれません。 しかし、それは子どもだけでなく体 「おかしいな」と気づき、体罰や虐

ボンたすきリレー」

は、

新型コ

岡県子ども虐待防止オレンジリ

毎年11月に行われている「静

年度は開催中止とな 拡大防止のため、今 ロナウイルス感染症

りました。

こども家庭課

**5**(55) 27 63 **™**(51) 0247

fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp